(趣旨)

第1条 この要綱は、届出保育施設又は企業主導型保育事業所(以下「届出保育施設等」という。)に児童を就園させている世帯の負担軽減を図ることにより、届出保育施設等への就園を奨励するため、予算の範囲内において令和3年度寒河江市届出保育施設等就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成6年市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 届出保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2第1項に規定する施設をいう。
 - (2) 企業主導型保育事業所 法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。)のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもので内閣府から運営費の助成を受けたものをいう。
 - (3) 子育て支援としての幼稚園の2歳児預かり事業 子育て支援として幼稚園又は認定こども園において実施される2歳児受入れ事業(一時預かり事業のうち「幼稚園型Ⅱ」を含む。)をいう。
 - (4) 保育料等 届出保育施設等の設置者が徴収する入園料、保育料をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とす

- (1) 寒河江市に居住する者
- (2) 寒河江市内の届出保育施設等に入所している児童(以下「入所児童」という。)と同一世帯に属する父母その他の扶養義務者(家計の主宰者に限る。以下「保護者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の 交付を受けることができない。
 - (1) 入所児童が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の 11第1項の規定による子育てのための施設等利用費の支給の対象となる 場合
 - (2) 入所児童が企業主導型保育事業費補助金実施要綱(平成29年4月27日 府子本第370号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に基づく企業主導 型保育事業における施設利用給付費の対象となる場合
 - (3) 入所児童と同一世帯に税務申告を行っていない者がいる場合
 - (4) 入所児童の保育料等を滞納している場合 (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、保護者が支払った保育料等の額とし、別表に掲げる額を上限とする(ただし、入所児童が第3子以降の児童である場合を除く。)。ただし、令和3年度寒河江市保育料無償化に向けた段階的負担軽減補助金交付要綱(令和3年制定)に基づく寒河江市保育料無償化に向けた段階的負担軽減補助金又は令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱(令和3年制定)に基づく寒河江市届出保育施設等多子世帯保育料軽減事業費補助金が交付される場合は、当該交付額を差引いた額とする。

(補助金等交付申請書)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、 市長が別に定める日までに、令和3年度寒河江市届出保育施設等就園奨励費補 助金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 在園証明書及び保育料等納付額(見込)証明書(様式第2号)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (変更申請手続)
- 第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請の内容を変更しようとするときは、前条に定める申請の手続きに準じて、令和3年度寒河江市届出保育施設等就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定にかかわらず、補助金を交付した日から起算して15日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、令和3年度寒河江市届出保育施設等就園奨励費補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(帳簿等の保管)

- 第9条 規則第22条に規定する帳簿、証拠書類は、補助事業が完了する日 が属する年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。 (委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

区 分		補助限度額	
		年額(円)	月額(円)
1)	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保	154,000	12,830
	護を受けている世帯	134, 000	12, 830
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民	136,000	11, 330
	税の所得割が非課税となる世帯		
3	ひとり親世帯等で当該年度に納付すべき市民税が非課税と	154.000	12,830
	なる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯		
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,50		
	0円に16歳未満の扶養親族の人数に21,300円を乗 じた額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の人数に1	93,600	7,800
	1,100円を乗じた額を加えた額以下の世帯		
5	ひとり親世帯等で当該年度に納付すべき市民税の所得割課		
	税額が34,500円に16歳未満の扶養親族の人数に2 1,300円を乗じた額及び16歳以上19歳未満の扶養	136,000	11,330
	親族の人数に11,100円を乗じた額を加えた額以下の	130, 000	11, 330
	世帯		
6	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が171,6		
	00円に16歳未満の扶養親族の人数に19,800円を 乗じた額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の人数に	31,100	2, 590
	7,200円を乗じた額を加えた額以下の世帯		

備考

- 1 扶養親族の年齢は、令和3年12月31日現在の年齢とする。
- 2 市民税の所得割額は地方税法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 3 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法に規定する要保護者
 - (2) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (4) 療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
 - (7) 国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)
 - (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者